

払戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社6ヶ月以内に

① 本人の都合による退社

② 本人の責めに帰すべき事由による解雇

により、雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から下記に定める金額を
求人者に返還する制度です。

(1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%

(2) 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

(3) 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 10%

※ただし、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、
この返戻金制度は適用致しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

ダイエーテック株式会社
代表取締役 勝本 健司